

大量国債の累積と国債整理論議

—第1次大戦後イギリスの Colwyn

Committee Report の検討を中心として—

池 島 正 興

I 序

日本経済は1975年以降大量国債発行・累積段階とも呼ぶべき新たな局面に突入している。大量の国債が継続的に発行され、その結果国債残高は著しく累増し、1984年度末でそれは約122兆円にも達し（国民一人当たりでは約101万円の国債を負わされていることとなる）、GNPに対する比率も41%となった。国際比較をすれば長期政府債務残高の対GNP比率は1974年度末の段階ではイギリスが41.6%、アメリカが26.0%、西ドイツが6.6%、フランスが3.4%であったのに対し日本は8.6%であったけれども1983年度末には日本のそれは46.4%とイギリスの44.5%、アメリカの32.3%をも凌駕するものとなり、他方西ドイツ、フランスはそれぞれ19.6%、6.2%となっている⁽¹⁾。1975年以降、他国に例を見ない規模で大量の国債を発行・累積させてきたわが国は今や先進資本主義国での最大の国債累積国としての位置を占めるに至っているのである。

巨額の国債残高に直面し、しかも依然として大量の国債が継続的に発行されているもとで、近年では国債の大量発行、国債残高の累増が日本の経済および国民生活に及ぼす、あるいは及ぼすであろう弊害が強調されてきてい

(1) 以上の数字については、『国際比較統計』（日銀）第18号、昭和56年、35ページ、第22号、昭和60年、35ページを参照。

る。例えば、財政制度審議会の1984年の「中期的財政運営に関する諸問題についての中間報告」は、「現状において、財政は社会経済情勢の変化に対応した新たな施策を講ずる力を失い、また、公債残高の累増は、経済・金融政策の円滑な運営に大きな影響を及ぼすに至っている⁽²⁾」とした上で、公債の大量発行・残高累増の問題点として、1)現在の公債の利払費の急増による財政の硬直化と硬直化の一層の進行による財政の資源配分、景気調整機能の麻痺の可能性2)将来世代への公債の元利払いその他の負担の繰り延べ3)現在の国債による金利の高止まり傾向と今後のクラウディングアウトの発生もしくはインフレーション昂進の恐れ4)多額の持続的な公債発行による民間貯蓄の大部分の吸収、民間投資への資源配分の妨げによる成長率の低下、経済の活力の弱体化の危険性、等を指摘している⁽³⁾。また、1985年に日本経済調査協議会が発刊した『国債の累増と日本経済』は、国債の大量発行と残高累増の一般的弊害として上記答申と同様の4点を挙げつつ、利払費の増加による財政の硬直化以外には現在のところ現実的に大きな弊害は生じていないものの、今後それが続くという保証はなく、とりわけ、過去の歴史的事実からして国債残高の累増がインフレーションと結合しやすいことを強調し、国債発行の抑制とインフレ防止を最大の課題とし、国債残高の平均残存年数の長期化と国債市場の自由化の進展を主要内容とする国債管理政策の展開を提起している⁽⁴⁾。

言うまでもなく、過去の世界の歴史に於て大量の国債発行は戦争の勃発と結合してきた。したがってまた、戦争直後には膨大な国債残高が国民経済、国民生活へのまさに死重として立ち現われ、いわゆる国債負担が一挙に顕在

(2) 財政政策研究会編『これからの財政と国債発行』昭和60年所収、220ページ。

(3) 同上書、220—221ページ参照。また、同上書には1983年の財政制度審議会財政運営問題小委員会での論議を整理したものとしての「公債残高累増と我が国経済社会」が所収されているが、そこでは巨額の公債累増がわが国の経済、国民生活に及ぼす危険性が詳細に述べられているとともに、その危険性が現実化する前に必要な方策を講じる必要性が強調されている。同上書、244—259ページ参照。

(4) 日本経済調査協議会編『国債の累増と日本経済』昭和60年参照。

化するもとで、膨大な国債残高への対処の仕方をめぐる政策論議が高揚してくるのが通例であった。第一次大戦直後に於ても多数の国が国債負担の重圧に直面し、膨大な国債残高をどう整理していくかが政策論議の中心論点となることはそれらの国に共通して見られたことであるが、この時期の特徴の一つは、国債負担を迅速に解消すべく国債残高の大部分の一掃を可能としうる一度限りの大規模なキャピタル・レヴィー（資本課税もしくは資本課徴）が積極的に提唱され、広汎な国々とりわけヨーロッパ諸国に於る国債論議で重要な位置を占めたのみならず、提唱されたものとは形態的にもまた内容的にも異なり不十分なものに留められたものの、少くない国で現実に実施されたことである。⁽⁵⁾そして、キャピタル・レヴィーの提唱を契機にキャピタル・レヴィーの是非をめぐる論争を軸に膨大な国債残高への対処の仕方およびそれに関連する国債諸問題について最も活発な論議が展開された国の一つはイギリスであった。

イギリスではすでに戦時中の1916年にフェビアン協会調査局の戦後財政再建案 (*Haw to pay for the War*) で大規模な国債の返済のための資本税が提案され、1918年に労働党のシドニー・アーノルドが下院にキャピタル・レヴィー法案を提出したことを契機に議会内外で活発な論争が展開されることとなり、また、1922年および1923年の総選挙ではキャピタル・レヴィーが積極的に提唱されて選挙の主要争点の一つとなり、これらキャピタル・レヴィーの是非を中心とした国債整理問題への国民的関心の高まりを反映して、ついに1924年には国債と現存の課税負担が通商、産業、雇用、国家信用に及ぼす影響についての考察と報告を任務とする「国債および課税に関する委員会」(通称コルウィン委員会)が大蔵大臣の任命により設立されるに至った。⁽⁶⁾このコルウィン委員会はイギリス経済の各分野、国民各層、各種団体

(5) これらの点の詳細については、例えば、M. Gottlieb, *The Capital Levy after World War*, *Public Finance*, Vol. 7, No. 1, 1952, pp. 356—384 を参照。

(6) 以上の内容については、E. L. Hargreaves, *The National Debt*, 1930, pp. 263

の代表者、著名な経済学者から成る計62名から証言者として聴聞会で意見を聴取するなどの作業を経た後、国債が、またその負担が国債費として現われる限りは課税がイギリスの通商、産業、雇用、国家信用に及ぼす影響および国債残高の大規模な削減計画とりわけキャピタル・レヴィーの問題についての考察、検討の結果を1927年に委員会報告（見解を異にする多数派報告と少数派報告から成る）として、およびその報告の基礎資料となり報告に大きな影響を及ぼした多数の証言者の証言を証言議事録として発刊した。そしてこの委員会報告⁽⁷⁾、証言議事録⁽⁸⁾に対してはその刊行直後から、「多数の最も著名なイギリスの経済学者が証言者として召喚され、国債に関するほとんど可能な限りのあらゆる側面が考察されている」⁽⁹⁾がゆえに、「その多数派報告、少数派報告およびそれに付けられている証言議事録は戦後の数年間に於て刊行された国債に関する最も重要な公的文書として恐らく歴史上銘記されるであろう」⁽¹⁰⁾という高い評価が与えられてきたのであるが、私達はそれらの報告・証言議事録を通して、戦後の膨大な国債残高の累積がイギリス経済にいかなる問題を投げかけ、またキャピタル・レヴィーの問題を中心に、膨大な国債残高の整理の仕方をめぐっていかなる主張がなされ、いかなる論争点が形成されてきたのか、それらの全体像を看取することができる。

小論ではコルウィン委員会報告・証言議事録を基礎資料とし、とりわけキャピタル・レヴィーに賛成の立場を取り積極的な国債の整理を提起した少数派報告に着目しながら、第一次世界大戦直後の国債政策論議の特徴の一つをなすキャピタル・レヴィーの是非をめぐる旺盛な論争に考察の重点を置きつ

—269. 清水修二「キャピタル・レヴィ論争と国家破産」『財政学研究』第4号、1980年、16ページを参照。

(7) Great Britain, *Report of the Committee on National Debt and Taxation*, Cmd. 2800, 1927. (以下単に *Colwyn Report* と略す)

(8) Great Britain, *Minutes of Evidence taken before the Committee on National Debt and Taxation*, 1927. (以下単に *Colwyn Testimony* と略す)

(9) W. Withers, *The Retirement of National Debts*, 1932, p. 16.

(10) *Ibid.*, p. 16.

つ、イギリスでの国債整理に関する論議を概観し、若干の検討を加えていきたい。

大量国債発行段階突入以降現在に至るまでわが国にあっては、もっぱら大量発行国債の消化のあり方を問題とする国債管理政策論が国債それ自体に関わる政策論議の中心となってきたわけであるが、巨額の国債残高が累積し、しかもなお一層の累増が確実に見込まれるもとにあっては、遅かれ早かれ、膨大な国債残高にいかに対処すべきか、いわば国債の整理に関する政策論議が重要な位置を占めてこざるをえないであろう。私達が膨大な国債残高にいかに対処しいかなる方策を講ずるかを勸案する上で、過去の歴史上に於て現実に展開された諸方策やそれに関わる諸論議を考察し検討を加えておくことは一定の手がかりを与えてくれるであろう。小論はそうした作業の一環をなすものである。

II 国債残高の累積、国債負担とキャピタル・レヴィーの提唱

イギリスではナポレオン戦争後その膨大な国債残高を一挙に償却する手段としてキャピタル・レヴィーが D. リカードによって提唱され、議会でも論議されたことは有名であるが、⁽¹¹⁾ 第一次大戦直後の時期にあっては、キャピタル・レヴィーが労働党の指導者によって積極的に提唱されるとともに、A. C. ピグーや J. M. ケインズらの著名な経済学者をも含む広汎な人々の支持を獲得していた。例えば、J. M. ケインズは、国債費負担の重圧により所得税および附加税は既に人々が耐えられうる限界に達しており、さらに一層の増大が懸念されるもとにあっては、所得税、附加税の減税を行ない、現在の利潤や努力の成果への税負担を軽減するためにはキャピタル・レヴィーが必要であるとしてキャピタル・レヴィーへの賛意を表したのである。⁽¹²⁾ 1924—25年に

(11) この時期に於るキャピタル・レヴィーの提唱とそれをめぐる論議については、M. Gottlieb, *The Capital Levy and Deadweight Debt in England—1815—40*, *The Journal of Finance*, Vol. 8 No. 1, 1953, pp. 34—46 を参照。

(12) *Colwyn Testimony*, p. 534 また J. M. Keynes, *A Tract on Monetary*

於て開会されたコルウィン委員会の聴聞会では、A. C. ビグーや J. M. ケインズなどはその立場を変え、少くともその時期に於てキャピタル・レヴィーが実施される必要性を認めなかったけれども（この理由は後で述べる）、労働組合会議、協同組合会議の代表者や F. W. ペスイック-ローレンス、H. ドールトン、D. H. マックレガーはキャピタル・レヴィーの必要性を依然として強調し、また、コルウィン委員会の少数派報告はキャピタル・レヴィーを積極的に支持する見解を表明した。それでは、それらの人々はいかなる理由からキャピタル・レヴィーを積極的に提唱し、また、彼らの提唱するキャピタル・レヴィー案はいかなる基本的特徴を有しているのか、以下見ていくことにしよう。

第1次大戦前ではイギリスでの国債残高はわずか6億5千万ポンド（1914年3月31日段階）にすぎなかったものの、戦時中の巨額の軍事国債の発行により大戦終結後には国債残高は74億3495万ポンド（1919年3月31日段階）へと著しい膨張をとげた。その後国債残高の減額へ努力は払われたもののむしろ国債残高は膨張し、1925年3月31日段階で国債残高は76億4637万ポンドに達していた。この戦後の国債残高の巨大さは国民所得と比較すれば容易に理解される。1913年の段階でイギリスの国民所得が23億ポンドであるのに対し国債残高は6億5千万ポンドでその対国民所得比は28.26%であったが、1923年では国民所得は38億ポンドにしか増大していないのに国債残高は77億ポンドへと1913年時に比して10倍強となり、その対国民所得比は実に202.63%に達していたのである。

コルウィン委員会の聴聞会でキャピタル・レヴィーを提唱した人々や少数派報告はまず何よりも「現在規模での国債の存在は国民にゆゆしき負担を課している⁽¹³⁾」として、膨大な国債残高によるイギリス経済や国民生活への重圧、すなわち国債負担を強調し、次のように主張した。

Reform, The Collected Writings of John Maynard Keynes Volume IV, 1971, pp. 53—60 を参照。

(13) *Colwyn Report, p. 357.*

まず第一は、財政支出に国債費が圧倒的に高い比重を占めることから生じる、社会サービス関連支出への制限の問題である。国債の利子コストだけですら、終戦直後で総国家歳入の30%近くを占めたが、1920年代以来、景気の後退による租税収入の低下のもとでその比率は一層上昇してきた。国民の担税力に限界があるとすれば、財政支出に占める国債費の比重がきわめて大きいことは、いさおい他の目的への支出に限界を画し、住宅計画への援助という新たな企画や老齢年金、幼児福祉費の拡大や教育設備の増大等の社会サービスの増進をゆゆしく制限している。したがってまた、国債費負担を除去することで社会的サービスを増進させ⁽¹⁴⁾る。

第二は、税負担の増大の問題である。戦費調達のため戦時中課税が強化されたが、戦争終結後も国債費負担の重圧のもとで課税は緩和されていない。戦前と比べて直接税における累進課税システムが強化される一方で、人口一人当たりの間接税が1912—13年の1ポンド8シリング10ペンスから1923—24年には5ポンド16シリング8ペンスへと約4倍増強されたことに見られるように間接税も増強されてきているのである。逆進的性格を有する間接税の強化の結果、年当り200ポンド以下の所得しかない家庭への税負担がきわめて重いものとなっているのは明白である。しかも200ポンド以下の所得というのは現在の賃金水準から見て決して例外的な数字ではないのであり、労働者人口のうちのかかなりの部分が過大な税負担を負わされていると推測しうる。国債費負担を除去することを通して、とりわけ労働者の生活をゆゆしく⁽¹⁵⁾圧迫している食料品への課税を廃止することが必要である。

第三は国債利子の支払いを媒介とした富および所得の移転の問題である。国債の保有における公式な統計は存在しないけれど、W. T. レイトンによって1924年の内国債の保有に関する見積もりが提出された。この見積もりが正しければ、国債の3分の1以上が個人によって保有されていることとなるが、それらの大部分の国債保有者は富裕な階級を代表する人々である。とい

(14) *Colwyn Report*, pp. 358—359 および *Colwyn Testimony*, p. 228を参照。

(15) *Colwyn Report*, pp. 371—374 および *Colwyn Testimony*, p. 228を参照。

うのは、1923—24年に於て死亡時に1914年以降に発行された国債の形態で相続税の義務を負った財産総額のうち、その5分の4が5000ポンド以上の資産を有する人々の財産であったからである。そして5000ポンド以上の資産を有する人々はおよそ50万人と見込まれ、国民のまさに少数者を構成するにすぎないからである。そしてこのことはレイトンが挙げた個人以外の主要な国債保有グループとしての貯蓄銀行以外の銀行や株式会社についても当てはまる。というのは、それらが保有する国債に支払われる利子は究極的にはそれらの企業の株式保有者の利益となり、そしてその資本の所有はもっぱら平均以上の富を有する少人数の階級に集中されているからである（H. クレイ教授の見積もりによれば国民の総資本の3分の2以上が国民の2%ばかりの資本所有者によって所有されているのである）。そして、その5分の4あるいは4分の3すらが全く少数の人々の手中に入っていくこととなる全般的租税歳入への義務は蓄積された富の分配における明白な悪化である。現在の課税の累進度は財産所有の累進度ほど急ではないからである。その圧倒的大部分が国民の相対的に貧困な人々によって支払われる消費税が租税収入総計の3分の1以上を占めることが銘記されるべきである。⁽¹⁶⁾

第四は、浮動債に関連する問題である。終戦以降、国債残高総額に占める比率は低下させられてきたけれども、満期期間がきわめて短かく、それゆえ政府が毎週その借換に直面しなければならない7億ポンドを上回る浮動債が依然として存在する。この大量の浮動債の存在により政府が絶えずその借換に直面せざるをえない状況のもとにあっては、いかなる目的であれ政府が巨額の追加的資金需要を必要とする場合、利子率を高騰せしめ、浮動債の借換を困難かつ高価につくものとし、国家信用にダメージを与えることが懸念される。それゆえ、浮動債の規模が著しく縮減されることが必要なのである。⁽¹⁷⁾

そしてキャピタル・レヴィーの提唱者は膨大な国債残高が国民生活にこう

(16) *Colwyn Report*, pp. 360—364を参照。

(17) *Colwyn Report*, p. 364を参照。

したきわめてゆゆしき影響を与えており、それゆえ、「国債の償還や国債費負担の軽減が非常に緊急を要する問題⁽¹⁸⁾」となっているにもかかわらず、現実的に政策当局によって施行されてきた方策はそれらの問題を早急かつ確実に解決するものでは決してないと批判した。すなわち、国債を完済するのに今後153年もの長期間を要する現行の減債基金制度をいやしくも十全なものとは認めえず、またこの制度につけ加わって国債費負担軽減策として展開されてきた低利国債への借換操作も国債費負担を十全な規模で迅速かつ確実に軽減しうるものでは決してないと批判したのである⁽¹⁹⁾。そしてキャピタル・レヴィーの提唱者は、「すぐさま巨額の国債の償還を実施するよう提案し、しかもかなりの賛同を得ている唯一の計画⁽²⁰⁾」としてキャピタル・レヴィーを提唱したのである。

それでは彼らの提唱するキャピタル・レヴィー案とは一体具体的にいかなるものであったのであろうか？コルウィン委員会の聴聞会で各提唱者によって若干の相異点を有するキャピタル・レヴィー諸案が提言されたが、その中で最も代表的なものとなされ、それゆえ議論の中心となったのは労働組合会議のキャピタル・レヴィー案であった。その案は1922年の労働党のパンフレット『労働と軍事国債』の中で提出された計画に密接に従ったものであるが、次の内容を有していた。すなわち、国債残高の約半分当たる国債を一挙に償還するのを可能とする少くとも30億ポンドの金額を獲得するために、課税対象を会社や法人団体を除外してもっぱら個人の財産に限定し、5000ポンドを超える富（財産）を所有する全個人に対し、5000ポンドを超え6000ポンド以下の所有者への5%の課税から100万ポンドを超える所有者への60%の課税に至る税率で累進課税を行なう、というものであった。提起された他のキャピタル・レヴィー諸案も獲得目標とされるべき金額に於て若干異なるものが存在したけれども全体としてその大きな差異はなく、また課税対象はも

(18) *Colwyn Report*, p. 392.

(19) *Colwyn Report*, pp. 390—396 および *Colwyn Testimony*, p. 394を参照。

(20) *Colwyn Report*, p. 398.

っばら個人の財産に限定すべきであり、他の健全な課税と同様に支払能力の原則に基づいて、免税最低限を5000ポンドとする累進税制が採用されるべきである、という点はキャピタル・レヴィーの提案者に共通するものであった。⁽²¹⁾そしてコルウィン委員会の聴聞会では、この提案されたキャピタル・レヴィーの実行可能性、課税公平性からの妥当性、それが実施された場合に財政や国民経済に与える影響など、キャピタル・レヴィーに関わる多くの問題が取り上げられ、キャピタル・レヴィーの是非をめぐる活発な論戦が交わされてきた。それでは、そこでの議論を通じて、提案されたキャピタル・レヴィーについて一体いかなる点が確認され、また、そこで加えられたキャピタル・レヴィーへの諸批判に対しキャピタル・レヴィーの提唱者達はいかなる反論を展開してきたのであろうか？同じく聴聞会での論議を整理、総括した上でキャピタル・レヴィーに反対する見解を打ち出したコルウィン委員会の多数者報告とそれとは逆にキャピタル・レヴィー支持の見解を表明した少数派報告にもっばら依拠して、それらを見ていくことにしよう。

Ⅲ キャピタル・レヴィー論議

聴聞会で取り上げられたキャピタル・レヴィーに関する問題は、多数派報告の整理に従えば以下の如くである。(i)レヴィーの実行可能性 (ii)レヴィーの規模とその結果としての年々の国債利子のネットの節約 (iii)レヴィーと価格水準 (iv)レヴィーの繰り返しに対する保証の問題 (v)支払の方法と証券の価格への影響 (vi)政府が借入れする際の利子率への影響 (vii)レヴィーと国家の対外信用 (viii)銀行の貸出しへのレヴィーの影響 (ix)レヴィーと個人的事業 (x)レヴィーと農業土地所有者 (xi)貯蓄力の再分配 (xii)個人貯蓄、創業心への心理的影響 (xiii)富の再分配 (xiv)キャピタル・レヴィーの公平性。以下ではこれらの問題を(I)キャピタル・レヴィーの実行可能性および公平性に関する問題 (II)キャピタル・レヴィーの帰結

(21) 各キャピタル・レヴィー提唱者の具体的な提言については、*Colwyn Testimony*, p. 449; 492; 565; 587を参照。

としての国債利子負担の軽減に関する問題 (Ⅲ)キャピタル・レヴィーの実施が国民経済に及ぼす影響に関する問題に大別した上で主要と思われる問題に限定して取り上げてみたい。

(I)キャピタル・レヴィーの実行可能性および公平性に関する問題

(1) キャピタル・レヴィーの実行可能性

まず最初に取り上げられるべき問題はキャピタル・レヴィーの実行可能性である。キャピタル・レヴィーの提唱者達はその実行可能性について次の点を強調してきた。すなわち、1920年の戦時利得財産に関する委員会は「納税者の報告の査定、財産の価値の評価、賦課、および税の徴集は有効かつ公平なやり方で実施されるのであり……税務行政および徴集に関わる費用は見込まれる収入金から見れば小さいものとなるであろう⁽²²⁾」と報告したのであり、しかもこの時は戦時期間中に増大された富に課税するために、単に1920年現在での財産価値の評価だけにとどまらずその6年前に於る財産価値の評価も同時に行なうというきわめて困難な課題を遂行しうるように内国税歳入局は準備したのであり、それに比べれば現在の納税者の財産価値をただ一回評価することに伴う困難は非常に小さいものとなるであろう、と。この主張に対し内国税歳入局はキャピタル・レヴィーに対する納税者の態度如何が重要であることを強調し、また、最も有利な条件の下でさえキャピタル・レヴィーは最も骨の折れる課題であるとしながらも、それに固有の諸困難は克服され難いほど大きいものではなく、技術的な点からすれば、1920年に考慮の対象となった戦時利得財産への課税案の場合に比して、賦課の諸困難は通常より小さいものとなるであろうことを表明したのであった⁽²³⁾。財政当局自体がこうした言明をなした以上、多数派報告に見られるようにキャピタル・レヴィーの反対論者もキャピタル・レヴィーの実施に際しての納税者の合意の必要性を強調しながらも、技術的側面からはキャピタル・レヴィーが実施可能であ

(22) *Colwyn Testimony*, p. 588.

(23) *Colwyn Report*, pp. 247—248を参照。

ることを認めざるをえなかったのである。⁽²⁴⁾ コルウィン委員会での論議を通じて少くともその実施に関する技術的困難の点からキャピタル・レヴィーに反対することができないことが明らかとなったのである。この点が確認されておかれなければならない。

さらにまたキャピタル・レヴィーの提唱者は免税の最低限を5000ポンドにすることは、後述する課税の公平性の観点からのみならず、キャピタル・レヴィーの実施をより効果的なものとする点からしても望ましいものであると主張してきた。5000ポンド以下の財産へのレヴィーは賦課に至るまでに大きな費用がかかるわりには非常に小さな限界的収入しか得られないと主張したのである。⁽²⁵⁾ この点に対しても国内税歳入局はその財産の規模が最も低いランクに属する人々の数はきわめて多いが、彼らの大部分は価値評価がきわめてやっかいな小事業の所有者である、としてキャピタル・レヴィーの提唱者の見解に賛意を表した。⁽²⁶⁾ また多数派報告も、財産の価値評価や税徴集の対象範囲が広がれば広がるほど、税務当局が個人々に公平な取り扱いを保証し、かつまた租税回避を阻止するのはより困難となる、として効率的な実施という点からはキャピタル・レヴィーの提唱者の主張に同意せざるをえなかったのである。⁽²⁷⁾

(2) キャピタル・レヴィーの公平性

たとえキャピタル・レヴィーが実行可能であろうとも、それは租の負担の公平性の点からは種々のゆゆしき問題を含むと批判されてきた。キャピタル・レヴィーの公平性をめぐる問題はキャピタル・レヴィーの是非を問う論争の主要論点の一つであるが、キャピタル・レヴィーの反論論者はとりわけ次の点を強調してきた。

1) 今A, B二人の人がいる。Aは独身でこの10年間平均年2000ポンドの所

(24) *Colwyn Report*, pp. 249—250を参照。

(25) *Colwyn Report*, p. 250 ; 404を参照。

(26) *Colwyn Report*, p. 251を参照。

(27) *Colwyn Report*, pp. 251—252を参照。

得を得、扶養する家族もなく所得全てを消費する生活をしてきたが、他方同額の年所得を得てきたBは結婚し家族を持ち所得の半分を貯蓄し2万ポンドを蓄わえてきた。今やAはレヴィーを課されずBは課されることとなる。これは不公平にも「決して浪費家には手を下さず、⁽²⁸⁾ 儉約家に罰を与える」ものである。2) 国債は国家の負債でありその償還の負担はできる限り広く国民に分配されるべきであり、特定の世代、とりわけ特定世代の5000ポンド以上の財産所有者という全くの少数部分に負担が課される理由は存在しない。⁽²⁹⁾

これに対しキャピタル・レヴィーの提唱者はいかなる反論を加えてきたのか、以下その主張を見ていこう。

1) キャピタル・レヴィーは戦費の負担をそれを担うのに最も適した人の肩に負わせるものである。戦費は戦後の時期に誰しものが非常に重い負担を負わなければならない方法によって調達された。現在5000ポンド以上の資産を有する人々は、その個人的あるいは家族的状況がいかなるものであれ、ゆゆしき物的困難を含む経済的困窮に対する保証を有している。彼らは少数者であり、それが彼ら自身の努力の結果であれ、他の人々の努力の結果であれ、彼らが国民の圧倒的大多数によっては決して達成されない経済的安寧の位置にあるのは事実である。もし重い課税がなされなければならぬとすれば不相応な困難をともなわずにそれを担いうる位置にあるのは彼らだけである。5000ポンドの資産から生じる所得は、 $4\frac{1}{2}\%$ という低い利子率を前提した場合ですら年当り225ポンドの金額となり、これは国民の圧倒的多数を構成する賃金稼得者によって現在通常に稼がれているあらゆる所得を超えている。さらに資産の所有者の所得は労働者のそれとは異なり、取得者の寿命や健康には依存しないので、例えば年当り225ポンドの投資所得の所有者はその年々の賃金取得がその額に達する人々よりも例外的な課税を支払うのにより⁽³⁰⁾ 適合した位置にあるのである。

(28) *Colwyn Report*, p. 286.

(29) *Colwyn Report*, p. 250—252, *Colwynn Testimony*, p. 577を参照。

(30) *Colwyn Report*, p. 400を参照。

2) 儉約は5000ポンドを超える富を獲得する上での唯一の必須条件ではない。1週当たり3ポンドの現在では比較的好条件の賃金を稼ぐ労働者は、たとえその年に50週間規則的に雇用されたとしても、45年間の成人としての労働者生活を通して総額6750ポンド以上のものを受け取らない。どのように儉約しようが、彼は免税最低限が5000ポンドであるキャピタル・レヴィーの対象とはなりえない。儉約の実行による5000ポンドを超える富の獲得というのは実際上はそれの徳行とその徳行を行使するのに足りうるだけの資産の所有を意味するのである。いかなるものであれ、圧倒的多数の財産は現在の所有者による儉約に何物をも負うていないことは明白である。それらは相続の結果であり、産業に於て生起する多くの形態の不労増価の結果である。⁽³¹⁾

3) 戦争およびその資金調達をするために採用された手段からもたらされたコストに責任を取らなければならない人は誰もその責任を次の世代に課すことはできない。今日我々はこれらの負担を担うべきあらゆる可能な努力をなすべきであり、子孫に自らコントロールしえなかった諸事態に代価を支払うよう求めるべきではない。そして、戦時に軍役に免除された人々のいく人かによってなされた非常に巨額の利潤と軍役に奉仕した人々が受けたりスクと困苦との対比に注意が向けられるべきである。生命の徴集と富を徴集できなかったこととが対比されるのである。国家の緊急事態から現実に金儲けをする、あるいは少なくとも戦争終結時に依然としてかなりの資産を保有したままの状態であった人々から、戦争の貨幣的代価へのかなりの貢納金を取り立てるのに賛成する強力なケースが存在するのである。この対比が戦後直後の時期に広く行き渡ったキャピタル・レヴィーへの要求に大きな役割を果たしたことは疑うべくもないのである。⁽³²⁾

以上に見るようにキャピタル・レヴィーの提唱者は、国民の圧倒的多数を占める勤労者にとって儉約によって5000ポンド以上の富をなすことは不可能であり、5000ポンドを超える巨額の財産は相続や所有それ自体に基づく不労

(31) *Colwyn Report*, p. 402を参照。

(32) *Colwyn Report*, p. 401を参照。

利得の獲得の結果にすぎないのであり、しかも巨額の財産所有者は戦時に於て多くの国民が生命までも奪われるもとの、戦費がもっぱら課税によって調達されたならばその支払能力の大きさに照応した応分の負担をなすべきであったにもかかわらず、戦費がもっぱら軍事国債の発行によって調達されたがゆえに少くとも戦争終結時にあってもかなりの財産を依然として所有することを保証されたのであり、⁽³³⁾さらには戦争、軍事支出に寄生して巨大な戦時利得を獲得した人々も存在するのであり、軍事国債の発行により本来担われるべきであった負担が免除され、むしろそれから巨大な利得を獲得した巨額の財産所有者こそが戦後の国債負担の解消のための重税を担うべきであり、またそれを担いうる最も適合的な経済的地位にある、と主張したのである。国債負担の解消はそれを担うべき最も適合した人々に、すなわちそもそも国債の発行により、利益を得る人々に課すべきであるという主張はキャピタル・レヴィー提唱の積極的側面の一つとして注目すべきであろう。

(II) キャピタル・レヴィーの帰結としての国債費負担の軽減に関する問題

キャピタル・レヴィーの提唱者が膨大な国債残高の重圧、とりわけ国債費負担の大きさを強調したことは既に見た通りであるが、次の問題は提案されるキャピタル・レヴィーが現実実施された場合、国債費負担がいか程軽減され得るのか、したがってまたキャピタル・レヴィーの提唱者が主張するようにどの程社会的関連支出が拡大され得るのか、あるいは間接税を中心とした減税がどの程度可能になるかということである。

内国税歳入局は提案されているキャピタル・レヴィーが実施された場合、実際それからの税収は25億ポンドとなり、そして年々の国債利子のネットの節約は4800万ポンドにすぎず、キャピタル・レヴィーの提唱者が主張するようにキャピタル・レヴィーによって30億ポンドの収入を確保しようとするればその税率を提案されたものより20%きびしくする必要があり、その場合、年々の国債利子のネットの節約はおおよそ5800万ポンドになると見積もった。

(33) この主張は協同組合会議の代表者の見解により明確に表現されている。

Colwyn Testimony, p. 565, *Colwyn Report*, p. 285を参照。

この国債利子のネットの節約とはキャピタル・レヴィーにより得られる収入金を国債償還に充当することから直接に可能となる国債利子のグロスの節約分から、国債の巨額の償還により従来所得税、附加税、相続税の対象となっていた国債利子や国債元本が消失することから結果する税収入の減少を差し引いた金額であり、キャピタル・レヴィーの結果として現実に社会的関連支出の拡大あるいは減税に利用されうる金額とされたのである。

戦後直後にはキャピタル・レヴィーを支持したもののコルウィン委員会の聴聞会ではむしろ立場を変えそれへの賛意を表明しなかった A. C. ピグーや J. M. ケインズは彼らが当初予期していたよりもネットの利子の節約がかなり小さいものであることが明らかにされたことをもって、その立場変更の主要な理由の一つであるとしたのであった。⁽³⁴⁾ キャピタル・レヴィーの反対者は、30億ポンドのレヴィーによってもたらされる国債費負担のネットの軽減＝ネットの国債利子の節約がわずか5800万ポンドに限定されるのは「現在の直接税の高い累進税率から生じる」⁽³⁵⁾のであるが、それを社会的支出に充当するにせよその金額は現行の所得税の標準税率を1ポンド当り1シリング増大させることで得られるのであり、また減税に充当されるにせよ、例えば1ポンド当り1シリングの減税の効果はきわめてつましやかなものであり、キャピタル・レヴィーはその課税規模の巨大さにもかかわらず、それがもたらす積極的効果はささやかなものにすぎないと主張したのである。⁽³⁶⁾

他方、キャピタル・レヴィーの提唱者は、ネットの国債利子の節約を正確に見積もることは非常に困難であるとしながらも、5800万ポンドのネットの節約分が社会的支出や国民のより貧しい人々の税負担の軽減に充当されることの利点を強調し、しかも、キャピタル・レヴィーによって達成される年々のネットの国債利子の節約分に等しい金額は所得税の標準税率を1ポンド当り1シリング引き上げることで調達されうるという主張に対して、キャピタ

(34) *Colwyn Report*, p. 255, *Colwyn Testimony*, p. 437 ; 532を参照。

(35) *Colwyn Report*, p. 294.

(36) *Colwyn Report*, pp. 291—292を参照。

ル・レヴィーの結果としての年々のその節約は永続的に確実さが保証されるのに、他方、もし所得税等の新たな課税で同一の金額を調達する場合それが継続してなされるか否かは偶発的であり、議会がある年に行なったことをまた別の年には取り消すということに陥りがちであるのは過去の経験が示すのであり、キャピタル・レヴィーによる方法が永久的で確実であるのに対しそれへの代替的方法は一時的で不確実であり、ここにまたキャピタル・レヴィーの更なる利点が存在すると主張したのである。⁽³⁷⁾

このキャピタル・レヴィーの帰結としてのネットの国債費の軽減の問題についてさらに次の点に言及しておきたい。

ネットの国債費の軽減にはキャピタル・レヴィーの実施の結果としてのレヴィー以後の国債償還費の軽減が含まれていないことである。この点に関しては、キャピタル・レヴィー自体が国債の早期償還の利益を実現しようとするものである以上、レヴィー以後も国債償還の一層の促進を図るためには現行の年5000万ポンドの減債基金が継続されるべきだと考えられるからであると多数派報告では説明されている。⁽³⁸⁾しかしキャピタル・レヴィーの提唱者の一人であるペスイック・ローレンスは、現在の状況とレヴィーによってもたらされる状況を比較することを目的とするには、減債基金の金額に関して現実的にかなる政策が採用されるかは別として、両方の場合とも減債基金の金額の国債残高に対する比率は同一であると仮定されるべきことは明白であり、その場合には国債費のネットの軽減額は現行の減債基金の半分の金額が加えられることでおおよそ9000万ポンドとなりうるものであり、もし全国債残高が一掃されるとすれば減債基金が全く必要としないようになることは誰にも明白であるのであり、国債残高の半分しか一挙に償還されえないとしても、レヴィー後もレヴィー以前と同額の減債基金を前提とするのでは現状とレヴィー以後の状況を公平に比較しえないと批判したのである。⁽³⁹⁾たとえキャピタル

(37) *Colwyn Report*, pp. 399—400を参照。

(38) *Colwyn Report*, p. 254を参照。

(39) *Colwyn Report*, p. 254, *Colwyn Testimony*, p. 401を参照。

・レヴィーの規模が国債残高全体の半分に留まろうともその償還が一举に実施されたその段階で、レヴィー以前に全国債の償還のために必要とされた金額の半分は不要となっており、そしてこのことは現行の国債償還プログラムと比較した場合、その減債基金への年充当額がレヴィー以後には半分となりうるとすることで明確に表現されうる。もちろん、レヴィー以後も現行の年5000万ポンドの減債基金が採用され続けることは可能であり、ただその場合には現行の国債償還プログラムが予定する期間の半分で国債が完済されて国債費負担から全く解放されるようになることが強調されなければならない。その点をないがしろにしてもっぱらレヴィー後も減債基金への充当額が同一であるべきことを強調することは、キャピタル・レヴィーの直接的効果を不公平にも過小評価するものであるというペスイック・ローレンスの批判を免れ得ないであろう。

(Ⅲ) キャピタル・レヴィーの実施が国民経済に及ぼす影響に関する問題

キャピタル・レヴィーをめぐる最後の主要な論議⁽⁴⁰⁾は、その実施が国民経済に及ぼすであろう影響についてである。これらに対してキャピタル・レヴィーの提唱者の側では次のように述べてきた。主要論点に的を絞つつもっぱら少数派報告に沿いつつ、彼らの主張を追っていくことにしよう。

(1) キャピタル・レヴィーの証券価格への影響。キャピタル・レヴィーはレヴィーの支払者の側で支払金の調達のため大量の証券の売却に至らせ、その結果、証券価格の全般的な下落を惹起すると主張されたが、私達は証券価格の全般的下落を予想すべき理由を見い出せない。なぜならばまず第一に、レヴィーの支払の大部分がいやしくも現金で支払われる必要があると仮定する理由は存在しないからである。内国税歳入局は25億ポンドのレヴィーのケースでは50%が国債で支払われると見積もった。さらにその残余の支払に関しても L. アーノルドが提案したように⁽⁴¹⁾、もし政府が国債以外の一定の証券

(40) *Colwyn Report*, p. 294.

(41) L. アーノルドの主張の詳細については、*Colwyn Report*, pp. 262—263 を参照。

での支払いをも認め、しかもレビィーにより国債の払い戻しを受けるであろう人に彼の保有する国債とその証券との直接的交換を協議するのであれば、現金での支払いや現金を獲得するための証券の売却の必要性は最小限にまで減少させられる。

したがって、証券の売却の必要性は政府によってそれでの支払いを認められないものに限られるのであり、その証券に関しては価格の下落が生じるかもしれないが、この場合でも次の2つの緩和要因が考慮されなければならない。第一に、レビィーによる全収入金は国債の払い戻しに順次充当されるのであり、レビィーの支払いのために証券を売却しようとする人々に対して、今や払い戻された国債の穴を埋めるために新たな投資対象を求める一団の人々が措定されなければならないことである。第二に、レビィーの支払いのために証券の売却が必要とされ、それゆえ、その売却が比較的短期間に集中される限りに於て、その下落は一時的なものにすぎず、また、その一時的要因による影響が過ぎ去るやいなや証券価格が回復するであろうこと予期した、下落した証券に対する投機的需要が存在する以上、証券価格の下落はそれ自身の中に修正要因⁽⁴²⁾を有しているのである。

(2) キャピタル・レビィーの信用および全般的価格水準への影響。30億ポンドにも上る国債の消失は、国債が信用供与への担保としての役割を果しているがゆえに、信用のベースをゆゆしく収縮させ全般的な価格下落、デフレーションに至るといった意見が表明されてきた。しかしこれに対立する見解も表明されてきた。

まず第一に、銀行の貸出しの量は借り手が提出しなければならない良質の担保の量によってではなく銀行が自由に処分しうる資金によって規定されるということが主張された。第二番目に、信用のベースとして現実に担保とされている証券の量はその目的に有効な証券のほんの小部分にすぎないと主張されてきた。このことは内国税歳入局によっても示されてきた。したがって

(42) *Colwyn Report*, pp. 407—408を参照。

国債が消去されても他の証券がその位置を占めることができるであろう。また、戦争以降、国債は銀行の貸出しをはるかに超える比率で増大してきたのであり、国債の大部分は實際上信用のベースとして利用されていないのである。第三番目には、この国が金本位制である限り、価格水準は金の世界価値により規定されるのであり、世界の価格水準から一時的かつわずかしこ乖離しえないと指摘されてきたのである。以上の見解にこそ現実の実態が存在すると考えるが、同時にレヴィーが主導的立場にある銀行によって反対される場合には価格水準の一般的混乱が生じることは否定しない。そのような混乱への、それゆえ失業への影響に対する唯一の安全弁はレヴィー実施の時期の賢明な選択であり、銀行の側での思いやりのある運営である。

(3)キャピタル・レヴィーと資本の破壊。キャピタル・レヴィーが資本を破壊するであろうという懸念はキャピタル・レヴィーへの反対を生み出す上で小さくない役割を果たしているが、この懸念は誤った理解から生じている。国債はいかなるものであれ現実的資本 (real capital) を表わすものでなくただその国の歳入への不生産的負担を表わすにすぎないのであり、キャピタル・レヴィーによって紙幣証券たる国債が消去されることで個人の貨幣資本は減少させられるけれども、レヴィー後の現実的国民資本 (real national capital) はそれ以前と同様であり、国の現実的生産的資本 (real productive capital) は全く影響を受けないからである。

キャピタル・レヴィーが資本を破壊するという見解は第二番目の意味あいには、資本を創出する動機を破壊することを意味している。しかし、潜在的資本としての貯蓄への影響に関しては、一度限りで実施されるキャピタル・レヴィーは年々の高い税率が持続される場合に比べてむしろ貯蓄をそれほどゆゆしく抑制しないという主張もなされてきたのである。⁽⁴³⁾

(4)キャピタル・レヴィーと個人的事業。キャピタル・レヴィーのかなりの部分は、直接的に国債であるいは他の「認められた」証券で支払れうるのであ

(43) *Colwyn Report*, pp. 405—406を参照。

ろうという私達の見解を示したのであるが、これが可能とならないケースが存在する。その中で最も頻繁に引用されてきたのは、レビィーを課せられるほどに十分な富を有してはいるものの、彼の事業の外部にさしたる流動資産を持たず、それゆえレビィーを支払うにはその事業資産の一部を処分せざるをえない個人事業の所有者の場合である。そのような場合や農民や自由に処分しうる富を殆ど持たない土地所有者の場合、レビィーの支払いは所得からの分割払いによってなされなければならないであろうことに同意するのであるが、そのようなケースは全体のほんのわずかしか構成しないと思われる。例えば、1920年の戦時財産委員会で内国税歳入局は国や自治体の財産や所得を生まない生産的資産に投資された資本を除いた総国民資本のうちわずか9%が個人やパートナーによって産業、貿易、通商に投資された資本であることを示し、また、コルウィン委員会の要求に応じて内国税歳入局は1923年に於て、454人の個人によって所有される、個人的性格をもつ216の製造業、商業関係の会社に質問をなし、それに基づいて、これらの個人の私的および事業上の資産を表わす2750万ポンドの総資産のうちわずか48%が事業資産であることを示したのである。これらの数字が正しいものであるならば、個人的会社の所有者の手中で「事業に封じ込められ」ていない自由な富の比率はしばしば仮定されているよりもずっと大きいに違いなく、それゆえ分割払いによる支払いはほんの最小限のケースにとどまることは明らかである。⁽⁴⁴⁾

(5) キャピタル・レビィーと失業

キャピタル・レビィーが広汎な失業をもたらすであろうという懸念がキャピタル・レビィーの反対者によって強調されてきた。もしこの懸念が十分に根拠のあるものならば、国債の償還の手段としてのキャピタル・レビィーを拒否するために十分な理由にそれ自体としてなるであろう。国債の主要な害は労働者人口の大部分に課される負担であり、その同じ人々によって非常に恐れられている結果をもたらすような手段によってその害を取り除くよう提

(44) *Colwyn Report*, p. 410を参照。

案することは無駄というよりもむしろ害悪となろう。

しかし私達はこの見解に対する合理的な理由が存在するとは考えない。失業の最も強力な原因は価格水準の全般的下落である。私達はキャピタル・レヴィーがそうした下落を伴うものではないということを示した。また、失業は雇用主が彼の事業に於て利用に供する資源をゆゆしく制限する要因によってもたらされるであろうとも言える。しかし現代の貿易や産業の圧倒的大部分は今や株式会社的手中にあり、それはキャピタル・レヴィーを被むらず、あるいは影響を受けないであろう。そして個人的事業に関する限り、彼ら自身の事業の外部にあり、財産所有者的手中にある資源は通常、彼らのレヴィーへの責務をカバーするのに余りあるほどであるということをも示してきたのである。

しかし同時に、私達の見解ではキャピタル・レヴィーは失業の原因となる必要はないけれども、その目的についての誤った理解、パニック、その全計画の信用を失墜させようとする単なる妨害的な要求の結果として、キャピタル・レヴィーがその影響を受けることは疑いを入れえないのである。⁽⁴⁵⁾

以上、キャピタル・レヴィーの実施に伴う国民経済へのゆゆしき影響としてキャピタル・レヴィーの反対者によって喧伝されてきた見解に対する、キャピタル・レヴィーの提唱者の側での反論を、彼らの見解を最も包括的に表現したものとしての少数派報告に沿って見てきた。他方、キャピタル・レヴィーの反対論者の側に目を転じれば、少くとも聴聞会での証言者を見る限り、彼らはキャピタル・レヴィーの実施による国民経済への悪影響を主張するものの、公平性の問題やキャピタル・レヴィーの帰結としての国債費負担の軽減等の他の主要テーマに関する主張と比べて、総体としてその主張は説得力や迫力を欠き必ずしもキャピタル・レヴィーの提唱者への鋭い論争点を提示するものではなかった。このことは、彼らの意見を包括的に表現した多数派報告の次の表現にも読み取ることができる。「もしレヴィーが合理的に

(45) *Colwyn Report*, pp. 410—411を参照。

受け入れられ、そして、レヴィーが繰り返されるということへの強力な懸念が生じないならば、レヴィーの反対論者の多くが不可避免的としたほどの混乱をレヴィーはもたらさないと私達は考える。確かに、国債以外の証券価格の下落、銀行信用のかなりの収縮、通貨価値の不安定化のリスクは存在するであろう。しかし、もしレヴィーの支払のための調整がうまく行なわれ、銀行政策が特別に信用ポジションの均衡を維持するように指導されるならば、いかなる悪しき影響も適度の制限の中に留めておくことができるであろう。国債価格や一般的利子率にとって有利な、いくらかの直接的反作用が生じるかもしれないのである」と⁽⁴⁶⁾。

それでは、キャピタル・レヴィーの反対論がキャピタル・レヴィーの国民経済への悪しき影響を主張しながらも、その主張に鋭さ、迫力を欠いたのはなぜであろうか？ 個々の論点に於ていくつかの理由が挙げられうるかもしれないが、総体として見た場合、最も重要な点は、キャピタル・レヴィーの提唱それ自体が、その提唱者が前出のキャピタル・レヴィーと失業との関連の問題に於て主張していたように、株式会社をキャピタル・レヴィーの対象としていなかったことに起因すると思われる。例えば、キャピタル・レヴィーの国民経済への影響の問題に於て最も重要な問題とされたレヴィーと銀行信用の収縮、デフレーションとの関係に於ても、レヴィーの反対論者は株式会社こそが銀行の主要な借り手であることを認めざるをえず、それゆえレヴィーによる銀行信用の収縮もゆるやかなものになると言わざるをえなかったの⁽⁴⁷⁾であり、また重要な問題の一つであったレヴィーの潜在的資本としての貯蓄への影響についても、「株式会社の準備金——国民貯蓄のとりわけ重要な部分——へレヴィーは直接的には影響を及ぼさないであろうことが観察されるべき⁽⁴⁸⁾」であり、それゆえ産業資本の供給に関してもレヴィーは一見して考えられるほどにはダメージを与えないであろうと主張せざるをえなかったの

(46) *Colwyn Report*, p. 293.

(47) *Colwyn Report*, pp. 271—272, p. 293を参照。

(48) *Colwyn Report*, p. 294.

ある。国民経済に圧倒的な経済的支配力を有する株式会社がキャピタル・レヴィーを被らず、その直接的影響を受けないとされていたがゆえに、レヴィー批判者の主張も極めて歯切れの悪い説得力を欠くものとならざるをえなかったと考えられるのである。逆にキャピタル・レヴィーの提唱者にとっては、株式会社をキャピタル・レヴィーの対象とせず、ただ個人の資産のみを対象とすることで——こうした措置が妥当か否かは別として——キャピタル・レヴィー反対論者の批判を弱めるのにまんまと成功したとも言えよう。そしてキャピタル・レヴィーの批判者は、キャピタル・レヴィーが国民経済にもたらすであろうゆゆしき混乱を純経済的見地から語りえないがゆえに、レヴィーは国民に強い恐怖心、敵対心という非合理的感情を引き起すとして、その面から、レヴィーの円滑な実施の困難、国民経済のゆゆしき混乱の議成を強調したのであった。⁽⁴⁹⁾

IV おわりに

コルウィン委員会の多数派報告、少数派報告、証言議事録に依りながら、第1次大戦後イギリスに於る膨大な国債残高の累積がもたらす諸問題と国債の整理をめぐる政策論議とりわけその中核をなすキャピタル・レヴィーの是非をめぐる論議を概括してきた。

キャピタル・レヴィーの提唱者は膨大な国債残高の累積が巨額の国債利子支出と税負担の増大を通して国民内部での富の分配の不平等を拡大し、とりわけ国民の圧倒的多数を占める勤労国民に重い負担を課しているとし、その国債負担からの解放の緊急性を強調し、それを確実に可能とする方法として一度限りの累進的な巨額の資本課税＝キャピタル・レヴィーを提唱したのであった。彼らはキャピタル・レヴィーは資本主義体制を否定するものではなく現行の、支払能力に応じて課税するという課税原則に基づくものであり、しかも巨大財産所有者こそが国債の発行によって利益を得た唯一の人々であ

(49) *Colwyn Report*, pp. 295—296を参照。

り、それゆえこれらの人々に国債負担解消のための税を課すキャピタル・レヴィーは国債負担解消の最も公平な方法を具現するものであると主張したのである。国債負担の解消をもっぱら国債発行によって利益を得た人々に課すという主張はこの期のキャピタル・レヴィー提唱の積極的側面として評価されるものであろう。

そしてキャピタル・レヴィーの提唱者はこのキャピタル・レヴィーをきわめて具体的なプランとして提示したのであり、このプランは資産の価値評価や賦課額の決定等技術的観点からは実行可能であることがコルウィン委員会では確認されたのであった。少くとも技術的困難という側面からはキャピタル・レヴィーの反対者といえども、キャピタル・レヴィーを拒否しえなかったのである（キャピタル・レヴィーの実行が技術的に可能となったのは19世紀の資本主義政治経済体制の発展を通じて政府当局が徴税機構を整備し種々の複雑な課税の経験を蓄積してきたからであると言われている⁽⁵⁰⁾）。

他方、キャピタル・レヴィーの反対者がレヴィー反対への最も有効な論拠としたのはいわゆるキャピタル・レヴィーの帰結としてのネットの国債費負担の軽減の問題であった。彼らはキャピタル・レヴィーは多数の未知数を含む巨大な実験であるにもかかわらず、その直接的効果たるネットの国債費負担の軽減はレヴィーの提唱者が期待するよりもずっと小さいものであると強調したのである。戦争直後にはキャピタル・レヴィーへの賛成を表明していた A. C. ピグーや J. M. ケインズがそれを主要理由の一つとしてコルウィン委員会ではレヴィーの積極的支持の立場を取らなかったことに見られるように、その主張はキャピタル・レヴィーの論議に有力な影響を及ぼしたと思われる。ネットの国債費負担の軽減の規模をどう把握するかについては論議が存在することは既に本文で見た通りであるが、この点はさておき、キャピタル・レヴィーの提唱者が反対者の側からのそうした主張に対してより積極的な反論をなしえなかった理由の一つは、提唱者が国債負担を考える際に膨大

(50) M. Gottlieb, *The Capital Levy after World war*, *op. cit.*, p. 359を参照。

な国債残高とりわけ満期期間の短い巨額の浮動債の存在が財政や金融の不安化をひき起しうることを主張しながらも、レビィーの直接的効果に於ては膨大な国債残高が一挙に縮減されることのその観点からの国民経済への経済的効果を積極的に展開しえなかったことにあると思われる。

最後にもう一点言及しておきたい。それはキャピタル・レビィーの提唱者がレビィーの対象を個人に限定し株式会社を除外してきたことである。このことが、キャピタル・レビィーの提唱者が国民経済に圧倒的な経済的支配力を有する株式会社へのキャピタル・レビィーは国民経済にゆゆしき影響をもたらすと考えていたかどうかは別として、キャピタル・レビィーの国民経済への影響に関する論議に於て、レビィー批判者の批判を有効に弱めることとなったのは確かである。しかし、銀行や産業企業の株式会社が戦時財政や国債発行から利得を得なかったのかどうか、もし得ているとすればキャピタル・レビィーの主要利点の一つとされている公平の原則から見てどうなのかという問題が残されるであろう。

ところで、コルウィン委員会では必ずしも十分な議論がなされてこなかったけれども国債発行の最大の害悪と言われるものがインフレーションの促進にあることは現在では周知のこととなっている。そして膨大な国債残高を抱えた第二次大戦後のアメリカ合衆国での国債問題に関する研究は単に政府当局のインフレ容認政策によって国債がインフレーションと結合するのみならず、インフレ抑制政策の展開にもかかわらず、膨大な国債残高の累積とりわけ流動性の高い満期期間の短い巨額の国債の存在それ自体が経済内部に過剰流動性を発生させインフレ抑制政策の有効性を阻害することを明らかにしてきたのである。例えば、合衆国の国債管理政策の研究で著名な W. L. スミスは流動性の高い巨額の国債の存在は「金融システムにかなりの量の『遊び』をもたらし、金融調整への経済の感応性を非常に減少させ⁽⁵¹⁾う」と指摘したのである。それだけではない。有価証券としての国債の大量の累積はい

(51) W. L. Smith, *Debt Management in the United States*, J. E. C. Study Paper No. 19, 1960, p. 105. また拙稿「国債発行と資本蓄積」『経済論叢(京

きおい国債投機を活発化させざるをえず、国債投機による大幅な価格変動は金融市場に占めるその比重からして全般的利子率の乱高下をもたらすことも観察されてきたのである。⁽⁵²⁾ こうした市中金利の乱高下は景気調整政策としての金利政策の有効性を阻害するとともにそれを回避しようとするればきおいインフレーションを昂進させるざるをえないような危険性を孕んでいたのである。国債残高が今や150兆円にも達すると見込まれ、他方国債流通市場の異常なほどの膨張に見られるように国債投機取引が活発化している現今の日本経済にとってそうした過去の経験とは無縁であるとは決して言い切れないのではなかろうか。そうした経験を踏まえるならば、コルウィン委員会でのキャピタル・レブイーの提唱者が考えたよりもレブイーにより巨額の国債残高を一挙に縮減することは現在ではより積極的な経済的意味を有してきていると言えるかもしれない。

またコルウィン委員会ではキャピタル・レブイーの実施が国民経済に及ぼす影響、とりわけレブイーの実施により巨額の国債が償却されたことによる信用の収縮や産業資本供給への悪しき影響がとりわけ重要な問題とされてきたことは既に見た通りである。しかし今や膨大な国債残高の累積による過剰流動性の発生こそが懸念され、また、資本の不足よりも資本の過剰化こそが問題となり企業は生産的投資の拡大による強蓄積が困難となるなかで、過剰資金を金融資産投資・投機取引に振り向け、また金融機関も国債をはじめとする証券の投資・投機取引を強めてきている。それゆえ、「銀行・企業は資金が過剰であるにもかかわらずそれを投資にまわさない、株式や土地投機にまわすという『過剰流動性』の状況は、インフレ圧力を高めているのであり、企業・資本に対する増税によって克服する必要がある。企業・資本への課税

大)』第123巻第1—2号、1979年、67—81ページを併せて参照されたい。

(52) この点については例えば、U. S. Cong., J. E. C., *Staff Report on Employment, Growth and Price Levels*, 1959, pp. 340—341, W. L. Smith, *op. cit.*, pp. 72—77を参照。また併せて拙稿「巨大商業銀行と国債投機」『商学論集(関西大)』第26巻第1号、1981年、1—26ページを参照されたい。

は赤字公債増発による財政危機，そしてそれとからみあった経済的危機克服の第一歩である⁽⁵³⁾」という主張もなされてきているのである。株式会社たる銀行や産業企業にキャピタル・レヴィーを課すことは国民経済にゆゆしき影響を与えるどころか，むしろ積極的效果を有する局面が現出しているとも言えるかもしれない。こうした点をも勘案しながら，また国債の発行によって一体誰が利得を得てきたのかを明らかにしつつ，キャピタル・レヴィーを現代的視点から評価することは大変興味のある問題となっていると思われるのだが，いかがなものであろうか。

(53) 島 恭彦「現代における国家独占資本主義の危機」『国家独占資本主義論』（島 恭彦著作集第5巻）所収，1983年，398—399ページ参照。